

# 郡山商工会議所会議室等使用規定

## 1. (総則)

郡山商工会議所会議室等の使用については、この規定の定めるところによる。

## 2. (使用目的)

会議室等は、産業・経済・文化に関する会議、講演、講習会、各種展示会等の使用に供することを目的とする。

## 3. (使用申込)

会議室等の使用希望者は、別紙の使用申込書を使用7日前までに提出し、管理者の承認を得なければならない。

## 4. (使用承認の拒絶)

管理者は、使用申込があっても、次の各号に該当する場合は、その使用を拒絶し、又は使用についての条件を附することができる。

1. 公益を害するおそれがあると認めるとき。

2. 建物又は附属物を毀損するおそれがあると認めるとき。

3. 郡山商工会議所並びに入居テナント等の業務に支障をきたすおそれがあると認めるとき。

4. 申込者自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第1章 第2条 第二号・第六号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)である場合。

## 5. (使用料)

使用の承認を得たものは、別に定める使用料を支払わなければならない。但し、経済環境等の変化で使用料を変更した場合は、変更後の料金で支払わなければならない。

## 6. (備品等の使用料)

会場附帯の特別設備、備品並びに使用申込みの際に、別紙の通り所定の使用料を納入しなければならない

## 7. (使用料の前納)

使用料は、使用区分に応じ前納しなければならない。但し、特別の事由があり、管理者が承認した場合は、後納することができる。

## 8. (使用料の返金)

納入した使用料は返金しない。但し、次の場合にはその全部又は一部を返金する事ができる。

1. 管理者において使用取消しをしたとき。

2. 不可抗力による事由によって使用できないとき。

3. 使用7日前までに取消しの申し出があったとき。

## 9. (使用料の減免)

官公庁等が単独で主催する公共目的の使用並びに郡山商工会議所が特にその必要性を認めた場合には、使用料の全部もしくは一部を減免することができる。

## 10. (譲渡転貸の禁止)

使用者は、承認を得た目的以外に、使用もしくは使用の権利を他に譲渡、又は転貸してはならない。又承認を受けた以外の他の会議室並びに施設、器具を利用することはできない。

## 11. (使用の取消し又は停止)

管理者は、次の各号の一つに該当するときは、使用の承認を取消し、又は停止することができる。この場合、使用が損害をうけることがあっても、管理者はその責任を負わない。

1. 公共の秩序を乱したり、公安を害したり、良俗に反するおそれがあると認めるとき。

2. 承認の条件に違反し、又は管理者の指示に従わないとき。

3. その他管理者が不適切と認めるとき。

## 12. (使用後の現状復帰)

使用者は、使用を終えたとき、又は使用承認を取り消されたときは、使用場所を速やかに現状に復して返さなければならない。但し、後始末費用を別に納入した場合はこの限りではない。

## 13. (損害賠償)

1. 使用者が故意又は過失により、建物又は器具を滅失もしくは毀損した時は、使用者において損害を賠償しなければならない。

2. 上演物に対する著作権の問題等に関しては、管理者は責任を負わない。

## 14. (器具持込の承認)

会場内に特別の設備を施す場合、又は特別な機械器具を持ち込むときは予め承認を得なければならない。この場合会場において費用を要したときは、その実費を徴収する。

## 15. (禁止事項)

使用者は次の各号の該当するを行なってはならない。

1. 会場内外において、寄付行為及び物品等の販売を行うこと。

2. 看板等を壁・柱・天井などにクギ・画鋸・テープなどで掲示すること

3. 発火物、爆発物などの危険物の使用及び持ち込み。

4. 決められた場所以外での喫煙。

5. 動物等を持ち込むこと。

6. その他、公共の福祉を害する行為として管理者が認めた行為。

## 16. (届出書等の義務)

集会、興行に関する当該官公署に関する申請書、申告書等の届出はすべて使用者側において行わなければならない

## 17. (備品館外の貸出禁止)

テーブル、椅子等会館の備品(白布を除く)は一切館外への貸出しを行わない。

## 18. (使用前後の報告)

使用者は、使用承認書を会館受付に提示し使用開始の旨を告げ確認を受けなければならない。又、使用後は必ず終了した旨を告げ使用した会場を明け渡さなければならない。

## 19. (免責事項)

次の各号の該当する損害について管理者は一切の責任を持たない

1. 第11条で管理者より使用の取り消し、又は停止を受けたとき。

2. 天災、その他不可抗力によって生じた損害。

3. 使用者及び来訪者の所有物及び貴重品等の毀損・盗難、事故による被害。

## 20. (その他)

この規定に定める物の他、必要な事項は別に定める。